

## エンジェルナーサリー鹿島田園の小規模保育への制度移行について

皆様が利用されているエンジェルナーサリー鹿島田園（以下「移行施設」とします。）は、令和3年4月より小規模保育に制度移行します。つきましては、令和3年度以降の施設利用にあたっては、お住まいの区役所（地区健康福祉ステーション）へ利用手続きを行っていただくこととなりますので次のとおりお知らせします。

**※横浜市民の方も同様に令和3年度以降の施設利用が可能となりますが、お住まいの区の区役所へ利用手続きを行っていただくこととなりますので、御注意ください。**

### 1 利用手続きについて

令和3年度以降の施設利用にあたっては、お住まいの区役所（地区健康福祉ステーション）に支給認定申請（保育の必要性の認定）及び保育所等への利用申込みが必要となります。申請期間は令和2年10月7日（水）～11月10日（火）（郵送の場合は令和2年10月29日（木）消印有効）です。必ず利用申請をお願いします。なお、令和2年度までに保育所等の利用申請を行い、既に支給認定証が交付されている方についても、改めて手続きをお願いします。

**※横浜市民の方の申請期間は、令和2年10月12日～11月16日となります。詳細はお住いの区役所にお問合せください。**

#### （1）継続して移行施設に在園を希望する（他の認可保育所等を希望しない）場合

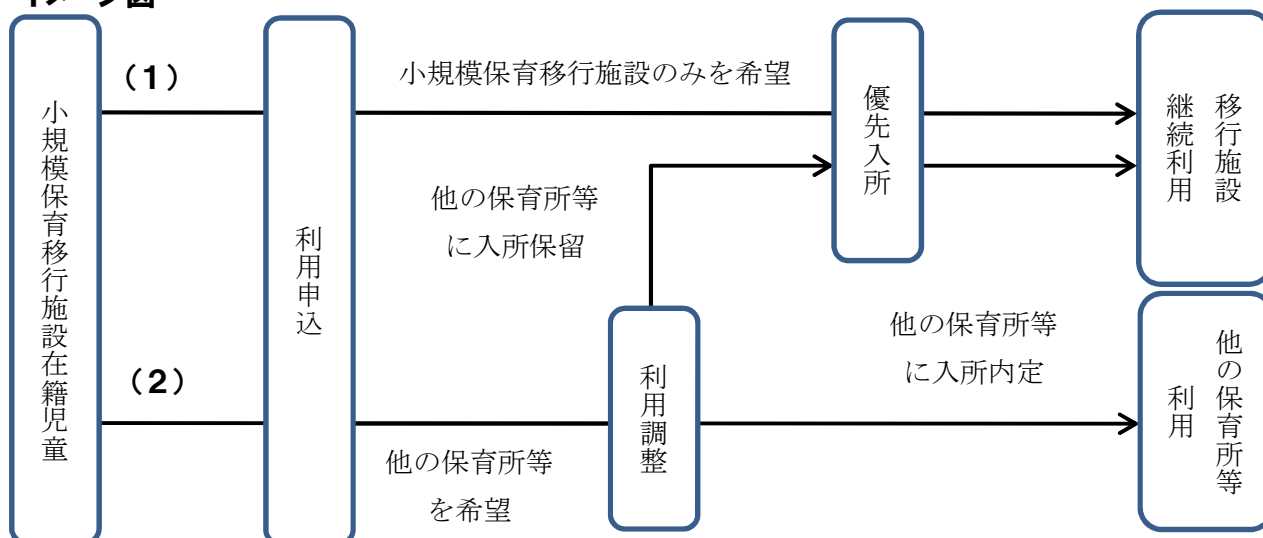
利用申込書の「入所を希望する保育所等」欄に移行施設のみを記入してください。月64時間以上の就労などの保育の必要性が認められる場合、利用調整基準に定めるランク指数等に関わらず、令和3年度以降についても継続して利用可能となります。

#### （2）他の認可保育所等も併せて希望する場合

新規申し込みと同様の基準により利用調整を行います。他の認可保育所等の利用調整において入所保留となった場合に移行施設を継続して利用できるよう、利用申込書の「入所を希望する保育所等」欄に移行施設を必ず記入してください。

※利用申込書の提出がない場合及び移行施設を希望する施設欄に記入しない場合は、在園児童の保育の継続は保障できなくなりますので、必ず御提出いただき、在園している川崎認定保育園名を記載してください。

#### イメージ図



※前頁の取扱いは令和2年度に在籍し、かつ現在および今後も保育の必要性があると認められる児童（＝助成対象児童）に限定した取扱いです。

## 2 保育料について

認可保育所への制度移行に伴い、保育料は世帯の市民税所得割相当額により算定されます。また、延長保育料等も川崎市の基準により算定されます。保育料については「令和3年度保育所・幼稚園等利用案内」（令和2年10月上旬頃本市ホームページ及び区役所窓口等にて配布）を御確認ください。

## 3 お問い合わせ

保育所等利用に関するお問い合わせ先

区役所（地区健康福祉ステーション）	連絡先
川崎区地域みまもり支援センター児童家庭課	201-3219
大師地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	271-0150
田島地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	322-1999
幸区地域みまもり支援センター児童家庭課	556-6688
中原区地域みまもり支援センター児童家庭課	744-3263
高津区地域みまもり支援センター児童家庭課	861-3250
宮前区地域みまもり支援センター児童家庭課	856-3258
多摩区地域みまもり支援センター児童家庭課	935-3297
麻生区地域みまもり支援センター児童家庭課	965-5158

※横浜市民の方は、横浜市内のお住まいの区役所にお問い合わせください。

川崎市こども未来局

保育事業部保育第2課

044-200-3128